【ベトナム】ベトナムにおける Covid-19 感染拡大により影響を受けた出願人への期限に関する法的規定のお知らせ

2021 年 9 月 3 日
ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、ベトナムにおける Covid-19 感染拡大により影響を受けた出願人への期限に関する法的規定のお知らせです。

ベトナム知的財産庁が 2021 年 8 月 2 日に発行した通達 No.7581/TB-SHTT により、2021 年 6 月 30 日から 2021 年 8 月 31 日末までに期限を迎える工業所有権を確立するための全ての手続き（優先権主張、書類の補足、庁の決定／通知への応答、保護権利の維持および延長）、手数料／料金の支払い、苦情の申し立て）は、2021 年 9 月 30 日末まで自動的に延長される。
その他の案件については、出願人がベトナム知的財産庁での工業所有権を確立するための手続きにおける権利および義務の行使に Covid-19 感染拡大の影響をまだ受けている場合、サーキュラー No.16/2016/TT-BKHCN により改正補足されたサーキュラー No.01/2007/TT-BKHCN の 9.4 および 9.5 で定められた客観的な障害および不可抗力に関する規則に基づき、処分の見直しを請求することができる。

情報公開日
2021 年 8 月 2 日

URL 等
https://www.ipvietnam.gov.vn/web/guest/thong-bao/-/asset_publisher/vTLYJq8Ak7Gm/content/thong-bao-ve-viec-ap-dung-quy-inh-cua-phap-luat-ve-thoi-han-oi-voi-nguoi-nop-on-bi-anh-huong-do-dich-benh-covid-19?inheritRedirect=false&redirect=https%3A%2F%2Fwww.ipvietnam.gov.vn%2Fweb%2Fguest%2Fthong-bao%3Fp_p_id%3D101_INSTANCE_vTLYJq8Ak7Gm%26p_p_lifecycle%3D0%26p_p_state%3Dnormal%26p_p_mode%3Dview%26p_p_col_id%3Dcolumn-1%26p_p_col_count%3D1

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。